

令和5年 中間市農業委員会総会（3月）議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日（金） 10時00分開始
10時57分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 7名

会長	柴田 功	1番	白橋 宏	2番	井上俊子
3番	牧野謙二	4番	日高誠司	5番	貞末 照
6番	花田正則				
4. 推進委員 3名
田中久光 丸山政和 日高靖
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 3名
池本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について

協議事項第1号	中間市都市計画審議会委員の推薦について
協議事項第2号	中間市環境会議委員の推薦について
議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について (利用権設定、所有権移転)
議案第7号	農地改良届の承認について
議案第8号	認定農業者の認定に係る意見照会について
議案第9号	中間市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
議案第10号	令和5年度最適化活動の目標の設定等について

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのようすで始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数全員が出席しております。よって、令和5年3月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろし

くお願ひいたします。それでは協議事項第1号「中間市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。提案理由の説明をお願ひいたします。

事務局：はい、それでは資料の1ページをお開きください。「中間市都市計画審議会委員の推薦について」説明いたします。

こちらは現在花田委員が中間市都市計画審議会委員として着任しております。任期が、令和2年7月20日から令和5年4月30日付けで任期満了となるため、中間市都市計画審議会条例第4条の規定により、新委員の1名を選出するものとなっております。現委員は7月19日で任期満了となりますので、継続して花田委員にお願いできればと思います。都市計画に関する案件があった際に会議に出席していただく事になります。また、新任期は令和5年5月1日から令和7年4月30日となっております。新委員を含め総会を行うときに令和5年7月20日以降に協議事項として挙げさせていただきます。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局の説明にありましたように、議長のほうからも令和5年7月19日付けまで前回に引き続き花田委員にお願いしたいと思います。花田委員よろしいでしょうか。

花田委員：はい

柴田議長：花田委員に都市計画審議会委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

これで、協議事項第1号を終わりたいと思います。

次に、協議事項第2号「環境審議会委員の推薦について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、それでは資料の4ページをお開きください。

こちらは、現在日高委員が中間市環境審議会委員として着任しております。任期が、令和2年7月20日から令和5年4月30日付けで任期満了となるため、中間市環境基本条例第15条の規定により、新委員1名を選出するものとなっております。現委員は7月19日で任期満了となりますので、継続して日高委員にお願いできればと思います。中間市の環境に関する案件があった際に会議に出席していただく事になります。また、新任期は令和5年5月1日から令和7年4月30日となっております。新委員を含め総会を行うときに令和5年7月20日以降に協議事項として挙げさせていただきます。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局の説明にありましたように、議長のほうからも令和5年7月19日

付けまで前回に引き続き日高委員にお願いしたいと思います。日高委員よろしいでしょうか。

日高委員：任期までということですね。はい。

柴田議長：はい、ありがとうございます。日高委員に環境審議会委員をお願いしたいと思います。

柴田議長：2年半ほど委員をされてますが、環境委員会はありましたか

日高委員：コロナの関係もありますが、2回ほどありました。

柴田議長：花田委員は都市計画委員会はありましたか。

花田委員：会議はありません。

柴田議長：はい、ありがとうございます。

これで協議事項第2号を終わりたいと思います。

続きまして、議決事項を議題といたします。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について(利用権設定、所有権移転)」をお願いいたします。議案第6号につきましては、A委員の案件が含まれてますので退出をお願いいたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい。資料8ページをお開きください。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について(利用権設定、所有権移転)」です。

今回3件申請がなされましたのでご説明いたします。受付番号1番農地の所在地中間市大字垣生字六郎田。面積1,841m²。同じく。面積1,854m²。同じく。面積1,799m²。合計5,494m²。権利種別3条賃貸借。貸付人。中間市大字垣生。借受人。中間市鍋山町。申請事由規模拡大。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、9ページに載せております。

今回農地法第3条の申請の経緯につきましては、借受人が農地中間管理機構を利用する際の要件を満たしていないためとなっております。農地法第3条に基づく農地の利用権を設定する場合は、第2項の要件の全てに該当しないことになっております。それでは調査結果について説明いたします。

第2項第1号(全部効率利用)、借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する社員の状況等からみて、耕作の事業にするべき農地

の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちらは該当いたしません。

第2項第2号(農地所有適格化法人以外の法人)、借受人は農地所有適格法人であるためこちらのほうは該当いたしません。

第2項第3号(信託)、借受人は信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号(農作業常時従事)、借受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号(下限面積)、借受人が耕作の事業に供するべき農地は当該地区の下限面積を超えますのでこちらは該当いたしません。

第2項第6号(転貸禁止)、許可申請に係る農地は貸付人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号(地域調和)、申請地では、水稻等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である牧野委員、地元推進委員である田中委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。その結果全て該当しない結果となっております。写真で判るように現時点では麦が耕作されております。双方の了承済みのうえ、麦を刈り終えてから借受人に渡されます。

説明は以上です。

2件目、受付番号2番農地の所在地中間市大字上底井野字西口。仮換地地番あり。面積 260 m²。同じく字西口。仮換地地番あり。面積 259 m²。合計 519 m²権利種別 3 条有償移転。譲渡人。中間市鍋山町。譲受人。中間市大字上底井野。申請事由規模拡大。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、11ページに載せております。

この農地は既に A 委員が借り受けて耕作している農地になっており、今回買い上げることになっております。

農地法第3条第2項の要件に全て該当しない場合は、農地の所有権移転ができるため、農地法第3条調査結果について説明します。資料12ページをお開きください。

第2項第1号(全部効率利用)、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供するべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちらは該当いたしません。

第2項第2号(農地所有適格化法人以外の法人)、譲受人は農地所有適格法人ではないため、該当いたしません。

第2項第3号(信託)、譲受人は信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号(農作業常時従事)、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号(下限面積)、譲受人が耕作の事業に供するべき農地は当該地区の下限

面積を超えますのでこちらは該当いたしません。

第2項第6号(転貸禁止)、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号(地域調和)、申請地では、大豆等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である花田委員、地元推進委員である日高委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。

3件目、受付番号3番農地の所在地中間市大字上底井野字流レ。面積 293 m²。中間市大字中底井野字砂田。面積 694 m²。同じく。面積 700 m²。合計 1,687 m²。権利種別 3条無償移転。譲渡人。中間市鍋山町。譲受人。中間市鍋山町。申請事由規模拡大。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、13、14ページに載せております。3筆とも A 委員が耕作されている農地であり、写真で判かるように玉ねぎを耕作されている流レは、収穫を終えてから譲受人に渡すこととして、双方、了承されております。

資料15ページをお開きください。

農地法第3条調査書については、譲受人が1件目と同様のため、省略し、第2項第7号(地域調和)のみ説明します。

第2項第7号(地域調和)申請地では、水稻等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局坂本と地元農業委員である花田委員、地元推進委員である日高委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。

柴田議長:ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

貞末委員:受付番号1について、貸付人は2月総会の議案で離農者の農地を借受け、今回の案件では所有農地を貸付ける内容となっておりますが、一方では借受けて、一方では貸し出して、そのようなことができるのですか。

事務局:今回の議案は貸付人が借受人である法人の役員になっており、指導員として農業のノウハウを教えるために所有農地を一時的に貸付けることとなっておりますので問題ないものと判断しました。

柴田議長:譲受人は今年から本格的に活動されており、書面では問題ないようです。

貞末委員：指導員が入らないと成り立たないのですか。

事務局：大型農家で耕作のノウハウがないため、新従業員に専門的な教育指導を中心とされる
とのことです。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は、
挙手をお願いいたします。本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。

これで議案第6号を終わります。A委員の入室を願いいたします。

次に、議案第7号「農地改良届の承認について」議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料18ページをお開きください。

議案第7号「農地改良届の承認について」説明いたします。こちらは市街化区域内で、
田んぼの利用は困難なため畠として農地改良届が出されております。届出人。住所中
間市岩瀬1丁目。農地の所在中間市長津3丁目。地目田。面積 229 m²。改良理由は、
隣接土地の工事に伴い申請地のみがへこみ地となり、田ではなく畠として利用した方
が効率良く、また農業用バルブも田として使用することが無いため撤去予定でありま
す。改良計画の概要については着手届では2月下旬となっておりますが、農業委員会
の承認後となるため、令和5年3月10日以降となる旨説明済みです。完了予定日及び
作物作付年月日は令和5年5月下旬としており、作付作物は野菜類です。こちらの農
地の位置図及び写真につきましては、19ページに載せております。前回2月の農業
委員会で転用の届出をされた農地の残りの部分になります。

説明は以上です。

柴田議長：事務局からの説明がありました本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。
採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。

これで、議案第7号を終わります。

次に議案第8号「認定農業者の認定に係る意見照会について」を議題とします。議題
第8号につきましては、B推進委員の案件が含まれておりますので退出をお願いいた
します。

提案理由の説明を求めます。

事務局：資料20ページをお開きください。認定農業者の認定に係る意見照会について1件届け出がなされたので説明いたします。申請人。住所中間市大字下大隈。営農類型水稻、大麦、大豆、野菜。経営改善の方向の概要とは、個人で行っていた作業内容の見直しを活用して、規模拡大を図る。水稻の裏作として麦の作付を増やし、収入増加を図る。野菜等の園芸作物を増やし収入増加を図る。年間労働時間2,000時間。年間所得400万円。経営規模拡大に関する目標現状157aに対し、令和10年目標220a。こちらの法人は、代表社員が市内に住まれる農業者の息子であり、鞍手町で農業をされています。市内で認定農業者をする方向であります。農家をされている父が耕作をされ、息子が出荷関係のすべての管理を作業していくことになります。新規認定になるため、JA北九及び普及センターの意見等をもとに承認の判断をいたします。承認された場合は個人の認定農業者の資格が消滅され、農業経営基盤促進法に基づき認定農業者法人の役員としてみなされます。

柴田議長：事務局からの説明がありましたが本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。

これで、議案第8号を終わります。

次に議案第9号「中間市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題とします。今回は全部試料を読み上げるのは、時間がかかるため要約だけ説明させていただきます。

提案理由の説明を求めます。

事務局：資料23ページをお開きください。第9号議案「中間市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」説明いたします。中間市指針については平成28年の年度末に能率給の支給がされています。令和5年4月1日に農業委員の委員会法が改正されることに伴い能率給の支払いにつき支払い改正の追記になります。別紙の資料が現行指針であります。資料23ページから27ページの赤字については、国からの農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しされたものであります。内容については、人・農地プランが地域計画に変更されたりしております。数値については、毎年農業委員会で掲げている目標値であります。

説明は以上です。

白橋委員：これは、国の文書そのままですか。中間市として変更されたとこはありますか。haの数

値はどうでしょうか。

事務局：26ページ(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、新規参入の参加、新規参入フェアの参加、企業の参入等が記載されておりましたが、市の方針としては、企業参入は判断が難しく新規参入フェアの参加は担い手の年齢や規模的にも困難であるため削除しました。その他は国の指針を参考にしております。数値については、10年の集積率80%を目標とした計算数値であります。

柴田議長：事務局からの説明がありましたが本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。採決をとります。本件につい賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。

これで、議案第9号を終わります。

次に議案第10号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

事務局：資料28ページをお開きください。議案第10号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」説明いたします。前回までは令和4年度の評価の案と合わせて目標をあげておりましたが、今年度は、目標を3月までに決めて、評価は6月までの公表になっております。今回は令和5年度最適化活動の目標の設定等をいたします。

まず1の農業委員会の状況は、農業委員会の現在の体制。委嘱年月日は令和2年7月20日、任期満了令和5年7月19日。農業人数7名、内認定農業者4名、女性1名、中立委員1名。農地利用最適化推進委員3名、実数3名担当区域数5名となっております。

2農家・農地等の概要是、直近の農林業センサスに基づいて総農家経営対数96、農業経営対数。基幹的農業従事者数85人、女性36人、40代以下10人。認定農業者経営体数26名。集落営農組織に三件屋が入っておりますので経営対数1となっております。耕地面積は、田 260ha、畑 12ha、内普通畑 12ha、計 272ha となっております。

29ページをお開きください。1最適化活動の成果目標(1)農地の集積現状及び課題は、管内の農地面積 272ha。これまでの集積面積 173ha。集積 63.6%。毎年行われている作付面積統計における耕地面積を入力しております。

課題は、農地の確保、有効利用を図る上で耕作者の確保が重要としており、また、農業従事者の高齢化によって減少しているため、地域における耕作者の確保が課題となっております。

目標については、農地集積目標令和10年度、集積率 80%、今年度の新規集積面

積 7ha、農地面積 272ha、今年度末の集積面積の累計 180.1ha、今年度末目標の集積率 66.2%。

(2) 遊休農地の解消現状及び課題については、内黄区分の遊休農地面積 2.3ha。課題については、農地法第30条の利用状況調査で把握した遊休農地法第36条に規定される農地中間管理機構との協議の勧告を行う前に、いかに迅速に有効利用し、解消につながることができるかが課題となっております。

既存遊休農地の解消については、令和4年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 0ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積 0ha。令和4年度利用状況調査における黄区分の遊休農地 2.3ha、黄区分の遊休農地の解消のため工程表の策定方針は所有者の意向を確認したうえで農地中間管理機構との協議を行うなど、農地の農業上の利用促進を図る。新規発生遊休農地の解消は前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積 0ha。

30ページをお開きください。(3) 新規参入の促進現状及び課題については、現状令和2年度新規参入者から令和4年度新規参入者の経営体は、0。課題は、新規参入希望がいません。中間市内に経営できる規模の農地がないことが課題であります。目標については、権利移動面積令和2年から令和4年度まで 0ha。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 0.5ha。最適化活動の活動目標、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は1人当たり活動日数月5日。最適化活動を行う中立委員を除いた農業委員の人数6人、農地利用最適化推進委員3人。活動強化月間の設定目標の活動強化月間の設定回数3回。取組時期は、8月農地パトロール等で把握した遊休農地の解消に向け、農地管理機構との協議や担い手への斡旋を行って遊休農地の解消を行う。12月農地利用意向把握等の情報収集。1月以降市広報等で所有者に向けた農地の売買及び利用権設定に関する周知等を行う予定。(3) 新規参入相談会への参加目標については、1回。国に確認しましたところ、今後は説明会等があった場合は参加して皆様に資料をお配りすることでも皆様方が参加されたカウントになります。

説明は以上です

柴田議長：参考にお伝えいたします。28ページの農家・農地等概要は、直近の農林業センサスと記入されていますが、これは国勢調査と同じで5年に一回調査があります。2020年のデータでありますので数字は変更になっているかもしれません。29ページのこれまでの集積面積については所有者が担い手に利用権設定している面積です。

柴田議長：他に何かわからないことなどありませんか。ご意見のある方は挙手をお願いします。採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。

これで、議案第10号を終わります。

続きまして「その他について」を議題と致します。事務局ありませんか。

事務局：その他について

ありません。

柴田議長：ないようですのでこれで終わりたいと思います。

次に、議事録指名委員は、会議規則9条により議長において、牧野委員、日高委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。

議事錄署名委員

牧野謙二

日高誠司